平成２４年（フ）第１５７号
栃木県小山市西城南６丁目８番地33　シャトルパートⅡ―105号
債務者　堀川　勝二
1　決定年月日時　平成25年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１３４１８号
東京都江東区亀戸８―18―４―306、住民票上の住所東京都江東区南砂４丁目４―１―1205
債務者　細谷　政一
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２３３号
東京都足立区中川３丁目５―15
債務者　小林幸之助
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４４８８号
東京都葛飾区東新小岩３丁目13―10―403
債務者　和田亞矢子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５２７号
東京都世田谷区宮坂１丁目11―２
債務者　田所　克子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５９８号
横浜市栄区飯島町1681番地１　フローレンスパレス本郷台ヒルズ210号室
債務者　鈴木　健一
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６１６号
横浜市磯子区磯子２丁目28番26―408号
債務者　丸山るみ子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６７９号
横浜市港北区仲手原１丁目13番５号
債務者　佐藤　幸江（旧名幸枝）
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７号
静岡市清水区青葉町11番12号　アイリス青葉Ⅱ103号
債務者　古閑　由起
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６０５号
静岡県磐田市福田中島3589番地１　雇用促進住宅１号棟102号室、前住所静岡県磐田市福田中島994番地１
債務者　鈴木　智久
1　決定年月日時　平成25年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第６１７号
静岡県浜松市中区泉２丁目７番21号　シャンボール泉102号
債務者　岡本みどり
1　決定年月日時　平成25年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３１８号
東京都中央区佃２丁目２―４―204
債務者　直江菜穂子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５１１１号
東京都品川区中延６丁目８―11―504
債務者　小川　辰子
1　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月11日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第２００号
茨城県土浦市田中１丁目３番12号
破産者　有限会社ミストラル
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１１３号
千葉県佐倉市白銀１丁目８番地３
破産者　株式会社サンルート
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第５９１号
神戸市北区中里町２丁目23番地の17
破産者　有限会社アドセンター関西
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部